

がんばる活動団体を応援します！

## 「五泉市がんばる地域応援事業補助金」の概要

町内会または市民活動団体が身近な地域の活性化や、課題の解決に自主的・主体的に取り組む事業に対して支援します。

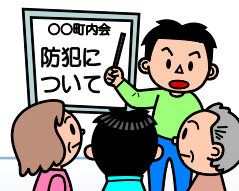
この事業を通じて、地域貢献活動や市民活動を促進するとともに、五泉市を活気づけることを目指します。

### 1 対象となる事業

#### (1) 安全・安心な地域づくりに貢献する活動

たとえば

- 心肺蘇生法や AED の取り扱い、応急手当などの普通救命講習会の開催
- 行政、警察と連携して身近な犯罪を未然に防ぐ取り組み など



#### (2) 健康づくりに貢献する活動

たとえば

- 身近な地域のウォーキングマップの作成や、ウォーキング講習会の開催
- 各種運動教室の開催 など

#### (3) 子育て支援に貢献する活動

たとえば

- 子育て悩み相談会の開催
- 不要となった子供服の交換会の開催 など

#### (4) 環境の保全・美しい地域づくりに貢献する活動

たとえば

- 花いっぱい活動
- ペットのフン被害防止活動 など



#### (5) 元気な地域づくりに貢献する活動

たとえば

- 各戸で一斉に竹灯籠、雪灯籠をともしイベントの開催
- 各戸でつるもの植物を育て、緑のカーテンを設置する取り組み など

#### (6) 地域の伝統・文化の継承に貢献する活動

たとえば

- 地域に伝わる伝統料理をお年寄りから学ぶイベントの開催
- 地域の伝統芸能を復活させるための取り組み など

#### (7) 市民活動団体の普及啓発に関する活動

たとえば

- 団体の事業周知等に関するリーフレットの作成
- 市民活動の普及啓発を図る研修会等の開催費用 など

※ただし、次の活動は補助の対象外となります。

- ①営利を目的とする活動
- ②草刈、掃除、祭り、親睦行事などの恒例行事
- ③宗教・政治活動、特定の主義主張に関する活動
- ④施設整備、物品購入を目的とする事業
- ⑤他の補助金を受ける事業

## 2 対象となる団体

- ①町内会（市役所総務課へ届け出ている町内単位以上となります）
- ②複数の町内会で構成する住民自治組織
- ③市民活動団体

### 「市民活動団体」とは…

公共の利益や社会貢献を目的として、市民活動を主体的・自主的に取り組む団体をいい、次のいずれにも該当する団体です。

- ・市内に主たる活動場所を有すること。
- ・構成員が5人以上であること。構成員の半数以上が市内在住者であること。
- ・規約、会則等を定めていること。
- ・適切な会計処理が行われていること。

## 3 交付申請が可能な回数

申請団体の類型や、活動の内容に応じ、回数が異なります。

- ・①町内会、または、②複数の町内会で構成する住民自治組織：1回
- ・③市民活動団体：3回
- ・③市民活動団体で、小学生以下の子どもが主たる参加者として参画する活動を行う場合：5回



※いずれの場合も、同一年度内に交付申請できる回数は1回のみです。

## 4 補助の対象となる経費

活動を行うことに必要な経費（講師への謝礼、消耗品、印刷代など）が対象となります。ただし、次の経費は対象となりません。

- ①団体の施設等を維持するための経費
- ②団体の経常的な活動に要する経費
- ③団体の構成員による会合等の飲食費
- ④団体の構成員に対する人件費、謝礼等

※詳しくは別表「補助対象・補助対象外経費一覧」をご覧ください。

## 5 補助率

補助対象経費の10分の9以内で限度額10万円

## 6 申請

申請書類をあらかじめ提出してください。

※申請書類を作成の上、企画政策課（市役所3階）へ提出してください。

※予算額に達した場合、受付を終了いたします。

## 7 審査方法

提出いただいた申請書類を「五泉市がんばる地域応援事業補助金交付要綱」に基づいて書類審査します。

## 8 取組状況の公表

事業終了後に実績報告の書類を提出していただくとともに、取組状況をホームページ等で公表します。

## 9 補助金の交付

補助金は原則として実績報告の提出後に交付します。ただし、事業の交付決定の後、必要に応じて概算払いすることも可能ですのでご相談ください。

## 10 その他

- 他の制度で財政的な支援を受ける事業は対象となりません。
- ご不明な点がありましたらお気軽に企画政策課へお問い合わせください。

# ～ 地域の取り組みを紹介 ～

## 全国へ五泉の魅力をPRしました！

### JARL五泉クラブ



事業名：ごせんのまつり記念局事業

実施時期：令和7年4～11月 補助額：10万円

◇内容◇

花シリーズのイベント会場などにおいて、アマチュア無線の公開運用を行いました。交信が取れた方には、五泉の季節の花や特産品などがデザインされた記念カードを交付し、五泉の魅力を全国へPRしました。

## 環境保全活動を行いました！

### まさくら水辺の里に親しむ会



事業名：まさくら水辺の里に親しむ会

実施時期：令和7年7月 補助額：10万円

◇内容◇

赤海・まさくら地内の水辺の里にて、小学校の児童などを中心とした地域住民が、環境の保全・美しい地域づくり活動を行いました。

## 障がい疑似体験を行いました！

### さくらファミリー



事業名：障がい疑似体験

「寄り添い体験&五感アート」

実施時期：令和7年11月 補助額：9万円

◇内容◇

障がいがある人の不便さや不安を知ってもらい、寄り添う気持ちをもってもらうため、障がい疑似体験を実施しました。

## 補助対象・補助対象外経費一覧

項目	補助対象となる経費	補助対象外の経費
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師等への謝礼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手土産代、賞品、記念品等</li> <li>団体の構成員に対する人件費等</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師等の交通費、宿泊費の実費</li> <li>会議等に出席するための交通費の実費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の構成員に対する通常の活動旅費</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要な消耗品の購入費用</li> <li>研修会等への参加料</li> <li>飲み物代（アルコールは除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業以外に使用する消耗品費</li> </ul>
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要なガソリン代等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業以外に使用する燃料費</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要なパンフレット等の印刷費やコピー代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業以外に要する印刷費、コピー代</li> </ul>
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要な光熱水費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業以外に要する光熱水費</li> </ul>
郵便料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要な切手代や電話代等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外の郵便料等</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要なイベント保険の掛金等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が任意で加入する保険料</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの警備、会場設営を業者に委託した際の費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外の委託料</li> </ul>
使用料 ・ 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を実施するための会場使用料</li> <li>事業を実施するための機材等の借上げ料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外の使用料、賃借料</li> </ul>
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に必要なと認められる備品の購入費</li> <li>補助対象経費の80%かつ8万円以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外の備品購入費</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外で事業の実施に必要であると市長が認めた経費</li> </ul>	

※団体の経常経費は対象となりません。

※領収書がない等使途が不明なものは対象となりません。

お問い合わせ

**五泉市 企画政策課 企画政策係**

〒959-1692 五泉市太田 1094-1

電話：0250-43-3911 内線 317

FAX：0250-42-5151

E-mail：kikaku@city.gosen.lg.jp